

【平成25年度消費者教育フェスタin千葉】

文部科学省における消費者教育について



平成26年1月31日(金)

文部科学省生涯学習政策局 男女共同参画学習課

課長補佐 松崎 和之



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

消費者教育等について

- 国民の一人一人が自立した消費者として豊かな消費生活を営む上で、消費者教育は重要。
- 消費者基本法及び消費者基本計画において、国として消費者教育を充実するため必要な施策を講ずる必要がある。
- 東日本大震災でも、買い占め等の消費行動や食品の風評被害等が発生しており、消費者教育の充実が急務の課題。
- 平成24年8月に議員立法にて「消費者教育の推進に関する法律」が成立し、これに基づき、消費者庁と文部科学省において「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を作成(平成25年6月28日閣議決定)。国全体として消費者教育施策の推進を図ることとしている。

消費者基本法(平成16年6月2日改正)

- 基本理念:「消費者の権利の尊重」・「消費者の自立の支援」
- **第17条** 国は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

消費者教育の推進に関する法律(平成24年8月成立、12月施行)

- 与野党の共同による議員立法により成立
- 消費者教育の総合的かつ一体的な推進を図るために必要な事項を規定
- 主な内容
 - ・ 消費者教育及び消費者市民社会形成の定義、消費者教育の基本理念
 - ・ 国及び地方公共団体等の責務、財政措置
 - ・ 学校、大学等、地域における消費者教育の推進
 - ・ 国の消費者教育基本方針の策定、消費者教育推進会議の設置(H25.3)
 - ・ 地方公共団体の推進計画策定、消費者教育地域協議会の設置

◎文部科学省における取組

- 【初等中等教育】 ・ 小・中・高等学校等を通じて社会科、家庭科を中心に児童生徒の発達段階に応じた消費者教育を推進
- 【高等教育】 ・ 学生への消費者生活における啓発や学生相談体制の充実を推進
- 【社会教育・その他】 ・ 公民館等の社会教育施設において消費者教育を推進
 - ・ 「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の作成(22年度)、消費者教育実践の手引き、親子向け消費者教育教材の作成(23年度)
 - ・ 多様な主体との連携による「消費者教育フェスタ」の開催。(22年度～)

消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定)

- 基本法第9条に基づき政府が策定
- 消費者施策の計画的な推進を図るための5カ年計画(平成22～26年度)
- 学校や地域における教育の具体的施策等について規定

消費者教育の推進に関する

基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定)

- 内閣総理大臣・文部科学大臣が「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を作成し、閣議決定
- 消費者教育の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容等に関する事項を定めるとともに、都道府県・市町村消費者教育推進計画の基本となるものとして作成(平成25～29年度の5年間)

連携・協働による消費者教育推進事業

【消費者教育に係る法律】

- ・学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずる。〈消費者基本法第十七条〉
- ・消費者教育を推進する多様な主体の連携の確保、効果的な実施 〈消費者教育推進法第三条(基本理念)〉
- ・国において、消費者教育の推進に関する総合的な施策を策定、及び実施義務 〈消費者教育推進法第四条〉
- ・都道府県・市町村において、消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置の努力義務 〈消費者教育推進法第十条、第二十条〉

【現状と課題】 ～消費者教育取組状況調査(22年度文部科学省委託調査)から～

- ・教育委員会と消費者担当部局との連絡協議会の設置状況(都道府県・政令市:37.9%、市町村:0.9%)
- ・連絡協議会の課題「取組報告に終わる」(30.3%)、「形式的」(24.2%)
- 教育委員会において、消費者教育の実施意識が低く、消費者担当部局との連携も意識されていない。

・社会教育では、これまで公民館等で現代的・地域課題に関し、地域住民への教育・学習支援をおこなってきている。

→ 地域の教育を推進する上で有効な力を有する社会教育が消費者教育の推進に活かされていない。

地域における消費者教育が一層推進されるよう、教育行政を含む連携・協働体制づくりを支援

【事業内容】

文部科学省

消費者教育推進委員会の設置

委託調査研究の審査及び評価、地域における消費者教育を推進する際の教育行政分野での取組方策等を検討を行う。

消費者教育アドバイザーの組織化・派遣

全国の社会教育等における消費者教育の先駆的实践者を、文部科学省が委嘱し、地方自治体等の求めに応じて派遣する。具体的には、委託先への助言のほか、消費者教育推進体制が立ち上がった地域を対象に、推進する上での個別の課題に関して指導・助言を行う。

消費者教育連携・協働推進全国協議会の開催

文部科学省、委託先等からの成果報告及び地域課題の共有や人的交流が行われる場として、全国協議会を中央及び地方で開催する。

委託

助言

報告

地域

連携・協働による消費者教育推進のための実証的調査研究

自主的な消費者教育の推進体制づくりが困難な地域を想定し、効果的な教育体制を実証する。調査研究の実施体制として、地域の教育委員会や関係機関等で実行委員会を組織する。その上で、社会教育の仕組みや取組を活用し、連携・協働により消費者教育を実施する。

【取組例】

- ・学校支援ボランティアの希望者に対し、消費者団体等と協働で、消費生活に関する研修を実施し、消費者教育の担い手を養成する。
- ・図書館等社会教育施設において、消費者団体等と協働で、消費者教育講座を実施し、親子、高齢者など受講者の特性に合わせた学習を提供する。

→ 連携・協働による消費者教育推進体制の姿を提示

効果的な連携・協働による消費者教育推進体制を全国に構築し、消費者の学習機会を確保

文部科学省における消費者教育の取組について

学校教育における取組

〈小・中・高等学校〉

【学習指導要領に基づく取組】

学校教育においては、小・中・高等学校の社会科・公民科、家庭科などの教科を中心に、児童生徒の発達段階を踏まえ、消費者教育に関する内容を指導することとしている。

(例)

小学校家庭科：身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できるようにすること

中学校社会科(公民)：契約の重要性やそれを守ることの意義、個人の責任に気付かせること

高等学校家庭科：クレジットカードの適切な利用や多重債務問題など消費生活と生涯を見通した経済の計画について理解させること

※新学習指導要領は順次実施(小学校:H23～、中学校:H24～、高等学校:H25～)

【学校教育における消費者教育の推進】

(平成25年度予定額:8百万円)

関係機関や団体等との連携の下、学校における消費者教育の実践的な取組について調査研究を行うとともに、消費者教育に関する協議会を通じた成果の普及等を図ることにより、学校における消費者教育の推進を図る。

〈大学等〉

【大学等への要請】

各大学等に対し、学生への消費者生活における啓発や学生相談体制の充実を推進するよう促すための通知を平成19年2月27日に発出。そのほか、「学生指導研修会」(地区別に開催)等において、大学等の学生支援担当者に対し消費者トラブルについて注意喚起を実施している。

社会教育・その他における取組

【教育委員会と消費者担当部局の連携促進】

教育委員会等の関係者に対し、消費者担当部局との連携強化を始め、消費者基本法・消費者基本計画等の趣旨に添って消費者教育を推進するよう促すための通知を平成18年3月31日に発出。その後も、各種会議を通じ、通知の内容について周知。

【大学等及び社会教育における消費者教育の指針の作成】

平成23年3月30日、「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を作成。消費者教育の目的及び戦略を明確にするとともに、大学等及び社会教育における消費者教育の方向性について提示。

平成23年5月24日付け生涯学習政策局長及び高等教育局長の連名通知により、大学、短期大学、高等専門学校並びに、都道府県及び市町村教育委員会に周知。

【親子用の教材や実践に当たっての手引きの作成】

親子を対象にした消費者教育を推進するため、親子が継続的に使用し、消費者教育の浸透を図ることができる具体的な教材(すごろく)を作成。あわせて、企画実施者向けの手引きを作成。(平成23年度)

【消費者教育フェスタの開催】

文部科学省の消費者教育の取組の成果を報告するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場における消費者教育の推進方策を参加者の参加を得て話し合い、今後の消費者教育の更なる推進を図る。(平成22年度より)

【連携・協働による消費者教育推進事業】

(平成25年度予算額:17百万円)

消費者教育アドバイザーの組織化・派遣や、社会教育の仕組みや取組を活用した実証的調査研究等を通じて、地域における多様な主体の連携・協働による効果的な体制づくりを進める事業を実施。

新学習指導要領における消費者教育に関する主な内容

① 小学校<文部科学省平成20年3月告示>

(家庭科)

- ・物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること
- ・身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること

② 中学校<文部科学省平成20年3月告示>

(社会科(公民))

- ・契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせること
- ・金融などの仕組みや働き
- ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政(消費者保護の例示として新設)

(技術・家庭科)

- ・自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること(新設)
(→消費者基本法、消費生活センター、クーリング・オフ制度等)
- ・販売方法の特徴について知り、生活に必要な物質・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること
(→環境への配慮、電子マネー等)

③ 高等学校<文部科学省平成21年3月告示>

(公民科)

- ・消費者に関する問題
(→消費者基本法、消費者契約法、多重債務問題、製品事故等)

(家庭科)

- ・消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任
(→消費構造の変化、消費行動の多様化等)
- ・消費生活と生涯を見通した経済の計画(新設)
- ・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題
(→クレジットカードの適切な利用、多重債務問題等)
- ・消費者問題や消費者の自立と支援

※ (→) 内は学習指導要領解説における記述

公民館における消費者教育の実施状況

(1) 学級・講座数及び受講者数

(全国の公民館数:14,681館)

区分	学級・講座数	受講者数
金融・保険・税金	189	4,783
消費者問題	253	8,666
まちづくり・住民参加	2,245	314,294
自然保護・環境問題・公害問題	1,950	74,276
料理・食品・食生活	18,428	366,575
育児・保育・しつけ	15,543	624,029

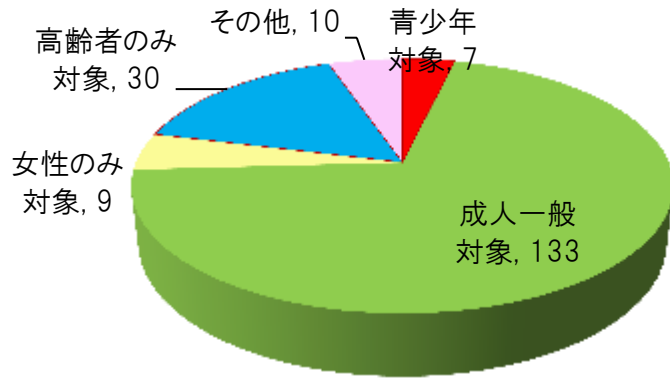
出典:平成23年度社会教育調査(文部科学省)



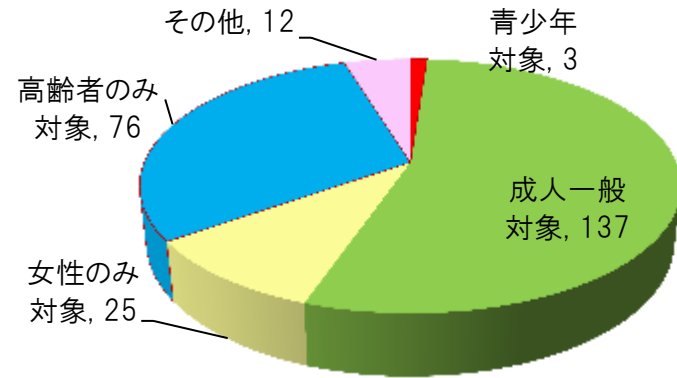
公民館における消費者教育の実施状況

(2) 対象者別 学級・講座数

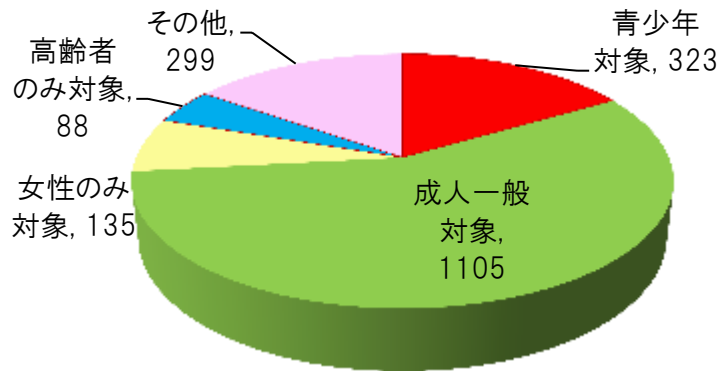
金融・保険・税金 : 合計189



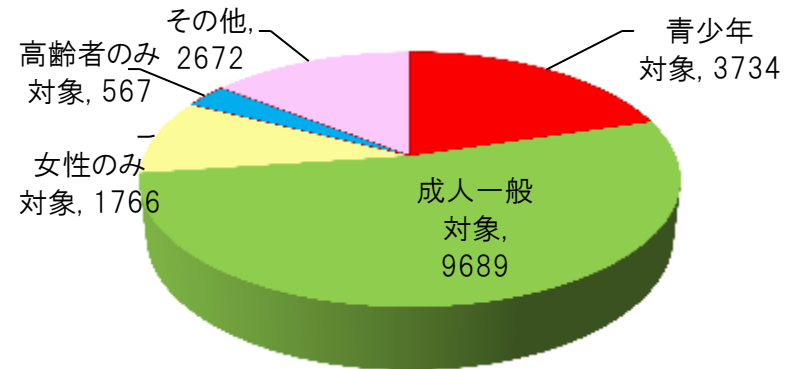
消費者問題 : 合計253



自然保護・環境問題・公害問題 : 合計1,950



料理・食品・食生活 : 合計18,428



青少年対象 : 青少年を対象とする学級・講座
 成人一般対象 : 成人一般を対象とする学級・講座
 女性のみ対象 : 女性のみを対象とする学級・講座
 高齢者のみ対象 : おおむね60歳以上の高齢者を対象とする学級・講座
 その他 : 男性のみ、幼児と保護者など上記以外。複数対象となっている場合も含む

出典:平成23年度社会教育調査(文部科学省)

文部科学省のこれまでの取組

消費者教育の推進に当たっては、平成22年度より「消費者教育推進事業」を実施し、有識者からなる消費者教育推進委員会の下、大学等や地域における消費者教育の充実を目指し、以下の取組を実施

大学等及び社会教育における消費者教育の指針

(H22年度)

本指針では、従来から行われている被害防止教育だけではなく、自らが主体的に行動していく自立した消費者を育成するため、大学等及び社会教育における教育の基本的方針を提示。

消費者教育実践の手引き ～親子を対象にした教育実践～

(H23年度)

消費者教育は、学校教育等に加え、家庭における教育も重要との認識から、親子を対象とした消費者教育を促進するため、企画実施者向け手引きを作成。

手引きは、各地域でこれから消費者教育を初めて行う方にも理解がしやすいよう、基本的な目的や意義等から説明し、親子で参加しやすいワークショップによる教育を取り上げ、その企画から準備、実施、評価までのプロセスについて解説したほか、具体的な実践例も掲載。



マナビィといっしょにおつかいすごろく

(H23年度)

親子を対象にした消費者教育を推進するため、親子が継続的に使用し、消費者教育の浸透を図ることができる具体的な教材例として作成。

すごろくに買い物の要素を盛り込み、物を選択し、お金と交換するという消費活動の基本を習得できるようにしたほか、予算の範囲内で選択することや消費生活に関するクイズを設け、知識を得られるように工夫。



消費者教育フェスタ (H22年度～)

「消費者教育フェスタin神戸」でのデモンストレーション授業の様子

文部科学省の消費者教育に関する事業の成果を広く還元するとともに、消費者教育を実践する多様な主体と連携・協働することにより、消費者教育の更なる推進を図ることを目的に、消費者教育フェスタを開催。フェスタでは、講演、パネルディスカッションのほか、消費者教育の授業公開や各種企業・団体によるワークショップ等を実施。



大学等及び社会教育における消費者教育の指針（概要）

消費者教育推進委員会（平成23年3月30日）

経緯

消費者基本法の改正（平成16年）

- ・「消費者の権利の尊重」「消費者の自立の支援」が基本理念に盛り込まれ、消費者教育に関する規定が充実。

消費者庁関連三法（平成21年）

- ・消費者庁関連三法の審議過程において、消費者安全法に消費者教育の規定が国及び地方公共団体の責務として盛り込まれる。
- ・三法案に対する付帯決議において、消費者教育の充実が求められた。

消費者基本計画（平成22年）

- ・「消費者の利益の擁護及び増進」、「消費者の権利の尊重及び自立の支援」を一層充実させるため、消費者政策の基本的方向として、「消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する消費者の充実」、その具体的施策の一つとして、「大学等及び社会教育における消費者教育の指針の作成」を記載。

背景

- 暮らしの土台そのものを揺るがす問題の発生
～ 食の安全・安心という消費生活の最も基本的な事項に対する消費者の信頼を揺るがす事件や高齢社会を迎えるに当たって**高齢者の生活の基盤である資産を狙った悪質商法**など
- インターネットや携帯電話の普及により、**若い世代における消費者トラブルの急増**

<平成22年度文部科学省委託調査「消費者教育に関する取組状況調査」>

○消費者問題に関する大学等の取組の現状

- ・消費者教育に関する教育（科目、ゼミ等）に尋ねたところ、「回答する科目がない」とした大学等は約半数。
- ・教職員に対する啓発・情報提供は、約7割の大学等において行われていない。

- ・消費者教育を推進する際の課題として、約3割強が「指導者や講師となる人材がいない」、約2割弱が「どのような取組をすればよいかわからない」と回答（複数回答による）。

○社会教育における消費者教育に関する教育委員会の取組の現状

- ・約3割弱の教育委員会が、社会教育における消費者教育に取り組んでいる。
- ・消費者教育を推進する際の課題として、「指導者や講師となる人材がいない」、「予算がない」、「どのような取組をすればよいかわからない」、「活用できる教材が少ない」の回答が約2割程度あげられた（複数回答による）。

社会状況に対応した、消費者への教育を推進するために参考となる指針が必要

大学等及び社会教育における消費者教育の指針

消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援するための教育の指針

(1) 大学等及び社会教育における消費者教育の目的と戦略を明確化

<消費者教育の目的>

- ① 消費に関する基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、これらを活用して、消費者被害等の危機回避能力、生活設計能力、問題解決能力をはぐくむ。
- ② 他者や社会とのかわりにおいて意思決定し、よりよい社会を形成する主体として、経済活動に関して倫理観を持って責任ある行動をとれるようにする。
- ③ 消費を、持続可能な社会を実現するための重要な要素として認識し、持続可能な社会を目指してライフスタイルを工夫し、主体的に行動できるようにする。

<消費者教育の目的を達成するための戦略>

- (1) 生涯学習の一環として、消費者教育を学び続けることができる環境づくり
- (2) 学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、消費者教育の充実
- (3) 持続可能な社会づくりに向けた視点を取り入れた消費者教育の推進

(2) 消費者教育の推進に関する大学等及び社会教育の役割、効果的な教育の在り方等をとりまとめ

<大学等の役割から見た消費者教育の必要性>

- (1) 学生への生活支援
- (2) 自立した消費者及び職業人並びに消費生活に係る専門的人材の育成
- (3) 生涯学習拠点としての地域貢献
- (4) 大学組織の危機管理

<大学等における消費者教育の取組の方向性>

- ① 啓発・相談
- ② 教育・研究
- ③ 地域貢献
- ④ サークル・自主活動

【取組事例】

- ・明治大学（学生相談室による啓発及び法律相談）
- ・三重大学（替え歌等の能動的要素を加えた授業）

<社会教育の役割から見た消費者教育の必要性>

- (1) 自立した消費者の育成
- (2) 地域社会（コミュニティ）の基盤強化

<社会教育における消費者教育の取組の方向性>

- ① 消費者教育の担い手育成
- ② 総合的、継続的な学習機会の提供
- ③ アウトリーチによる学習機会の提供
※アウトリーチ＝手を伸ばす、差し伸べる

【取組事例】

- ・鳥取県（高等教育機関との連携による学習機会の提供）
- ・福岡県、地元企業（企業の地域貢献活動による啓発）
- ・香川県（市町教育委員会社会教育担当との連携）

消費者教育推進事業 親子で学ぶ消費者教育 「消費者教育実践の手引き ～親子を対象にした教育実践～」

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課

（概要・ねらい）

本手引きは、消費者教育の企画実施者を主な対象として、各地域でこれから消費者教育を初めて行う方にも理解がしやすいよう、基本的な目的や意義等から説明し、親子で参加しやすいワークショップによる教育を取り上げ、実施のプロセスについて解説した。

また、手引きには、実践例や教材例も盛り込み、効率的、効果的に実施ができるようまとめた。



（構成）

1. 消費者教育とは
 - ・ 消費者教育に関する基本的な目的や意義
2. 消費者教育の実践
 - ・ 消費者教育を実施するにあたり、対象や手法の解説と注意事項
3. 親子で学ぶ消費者教育の実践
 - ・ ワークショップの実施プロセスの解説
4. 事例集
 - ・ 文部科学省での実践例
5. 参考資料
 - ・ 親子向け教材「マナビィといっしょにおつかいすごろく」

（配布先）

都道府県及び政令市教育委員会に配布するほか、文部科学省ホームページにてダウンロード可能。

消費者教育推進事業 親子で学ぶ消費者教育 教材「マナビといっしょにおつかいすごろく」

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課

(概要)

親子を対象にした消費者教育を推進するため、親子が継続的に使用し、消費者教育の浸透を図ることができる教材例として作成した。また、教材例を示すことにより、地域における独自の教材開発のきっかけづくりを行う。

(教材のねらい)

- (1) すごろくに買い物の要素を盛り込み、消費活動の基本的な形を習得する。
- (2) 必要なものとほしいものを考え、予算の範囲内で選択し、購入することを学ぶ。
- (3) すごろくに消費生活に関するクイズのマス目を設け、消費活動に必要な知識を得る。
- (4) すごろくを通して消費者教育の興味関心を高め、家庭での実践に活かす。

(対象)

小学生とその保護者(子どもだけでも可)

(配布先)

都道府県及び政令市
教育委員会に配布する
ほか、文部科学省ホームページにてダウンロード可能。



消費者教育フェスタについて

◇ 趣 旨

文部科学省の消費者教育に関する事業（生涯学習政策局、初等中等教育局）の成果を広く還元するとともに、消費者教育を実践する多様な主体と連携・協働することにより、消費者教育の更なる推進を図る。

◇ 主 催 文部科学省

◇ 協 力 社会的責任に関する円卓会議

<社会的責任に関する円卓会議>

多様な主体（事業者団体、消費者団体、労働組合、NPO・NGO、金融、行政）が対等な立場で参加し、政府だけでは解決できない課題に協働して取り組むための枠組み。（平成21年3月設立）

◇ 主な参加者 教育委員会関係者、消費者行政関係者、大学関係者、消費者教育を実践する者（事業者団体、消費者団体等）など

【実績】

平成24年度

- ・平成25年 1月30日、31日 会場：兵庫県神戸市（神戸市、神戸市教育委員会、神戸市消費者協会と共催）
参加者：2日間延べ1,123名
- ・平成25年 2月27日、28日 会場：文部科学省 参加者：2日間延べ297名

平成25年度

- ・平成25年 12月5日 会場：北海道札幌市
- ・平成26年 1月17日 会場：愛知県名古屋市
- ・平成26年 1月30日、31日 会場：千葉県千葉市（千葉市教育委員会と共催）

平成25年度 消費者教育フェスタ in 札幌

札幌会場のフェスタにおいては、多くの関係者の参加が促されるよう、平成25年度「地方消費者グループ・フォーラム」(北海道ブロック実行委員会及び消費者庁主催)と連携して開催した。

まず、グループ・フォーラムにおいて、基調講演、パネルディスカッション、取組報告といった講義形式のプログラムの実施後、消費者教育フェスタとして、ワークショップ形式(ワールド・カフェ方式で実施)のプログラムを実施。参加者がお互いの活動について知り、目的を共有しながら意見交換することを通じて、個々の活動について振り返り、自らの立場でどのようなことができるのかを考え、連携・協働による消費者教育推進のきっかけの場となった。また、このような手法を、ネットワークづくりのための1つのモデルとして提示する機会となった。

◇日 時 平成25年12月5日(木)10:00~16:30 ※うち地方消費者グループ・フォーラムin北海道 10:00~14:15

◇会 場 北海道建設会館(札幌市)

◇主 催 文部科学省 ◇協 力 消費者庁、社会的責任に関する円卓会議

◇参加者 教育委員会、消費者行政担当部局(消費生活センター)、教職員、大学、消費者団体、企業・事業者団体等から161名

グループ・フォーラムin北海道

- 基調講演
- パネルディスカッション
- 寸劇
- 取組報告
- スローフード・フレンズ北海道
- ようてい地域消費生活相談窓口(ニセコ町)
- 北海道札幌丘珠高等学校家庭クラブ
- 北海道江別高等学校

消費者教育フェスタin札幌

- 講話 ~上村委員
『これからの消費者教育(基本方針を踏まえ)』
- ワールド・カフェ 『連携・協働による消費者教育に向けて』
ゲストコメンテーター:上村委員
ファシリテーター:古瀬 正也氏(古瀬ワークショップデザイン事務所代表)
- 資料展示

資料展示

「社会的責任に関する円卓会議」の協力を得て、様々な企業や団体等消費者教育を実施する民間企業、NPO等の作成した教材、資料等を紹介。(32企業・団体が出展)

第一生命保険、カルビー、消費者教育支援センター、ACE、野村ホールディングス、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、全国大学生生活協同組合連合会、シャープ、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、金融広報中央委員会、トヨタ自動車、三菱自動車工業、日本自動車工業会、消費者関連専門家会議、日本労働組合総連合会、全国銀行協会、日本クレジット協会、日本損害保険協会、ESD-J、生命保険文化センター、生活協同組合コープさっぽろ、スローフード・フレンズ北海道、消費者支援ネット北海道、全国消費生活相談員協会、日本弁護士連合会、SMBCコンシューマーファイナンス、日本広告審査機構、北海道消費者協会、国民生活センター、北海道、経済産業省、消費者庁(順不同)



ワールド・カフェ

4~5人のグループに分かれ、席替えを行いながら、「これからの消費者教育を促進するために、連携や協働の必要性を感じた時は、どんな時ですか?」「連携や協働を進めていくためには、いったい、どう働きかけが必要なのでしょう?」などの問いに対し話合った。



平成25年度 消費者教育フェスタ in 名古屋

名古屋会場のフェスタにおいても、多くの関係者の参加が促されるよう、平成25年度「地方消費者グループ・フォーラム」(中部ブロック実行委員会及び消費者庁主催)と連携して開催した。

グループ・フォーラムにおいて、文部科学省の報告、取組報告といった講義形式のプログラムの実施後、消費者教育フェスタとして、実践事例の報告およびミニパネルディスカッション、分散交流会を実施。参加者がお互いの活動について知り、目的を共有しながら意見交換することを通じて、個々の活動について振り返り、自らの立場でどのようなことができるのかを考え、連携・協働による消費者教育推進のきっかけの場となった。

◇日 時 平成26年1月17日(金)11:00～16:00※うち地方消費者グループ・フォーラムin中部 11:00～12:05

◇会 場 日本ガイシフォーラム(名古屋市)

◇主 催 文部科学省 ◇協 力 消費者庁、社会的責任に関する円卓会議

◇参 加 者 教育委員会、消費者行政担当部局(消費生活センター)、教職員、大学、消費者団体、企業・事業者団体等から181名

グループ・フォーラムin中部

- 消費者庁及び文部科学省報告
- 取組報告
 - ・小・中学生用副読本の作成と授業への展開(岐阜県)
 - ・消費者教育は幼児期から
～静岡県委託「消費者教育進事業出前講座」～(静岡県)
 - ・持続可能な社会の実現をめざす生徒の育成
～中学校における消費者市民教育～(三重県)
 - ・知的・精神障害のある高校生・若者への金銭教育(愛知県)

消費者教育フェスタin名古屋

- 講話 ～柿野委員 『学校及び地域における消費者教育の推進について』
- 実践事例報告 学校及び社会教育施設における消費者教育取組実践発表
「岐阜市における取組」 石田幸子氏(岐阜市立加納中学校 教諭)
花井泰子氏(岐阜市消費生活センター 消費生活相談員)
阿部和子氏(岐阜市教育委員会学校指導課教育研究所 主査)
「契約からみた生命保険」 牛嶋信治氏(生命保険文化センター生活情報室)
- 発表者によるミニパネルディスカッション
- 資料展示

実践事例報告

柿野委員の講話後、学校及び社会教育施設における消費者教育の取組実践発表を行いました。学校関係では、岐阜市における取組について、実際に取り組まれた岐阜市の方からその内容について発表をいただき、社会教育関係においては、「契約」の概念や約款のことを中心に発表いただきました。その後、柿野委員をコーディネーター、各発表者をパネラーとして、ミニパネルディスカッションを実施しました。



資料展示

「社会的責任に関する円卓会議」の協力を得て、様々な企業や団体等消費者教育を実施する民間企業、NPO等の作成した教材、資料等を紹介。(32企業・団体が出展)

国民生活センター、消費者教育支援センター、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、消費者関連専門家会議、生命保険文化センター、全国消費生活相談員協会、日本広告審査機構、日本自動車工業会、全国銀行協会、日本クレジット協会、日本損害保険協会、全国大学生協同組合連合会、金融広報中央委員会、日本労働組合総連合会、日本弁護士連合会、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、ACE、ESD-J、第一生命保険、カルビー、野村ホールディングス、シャープ、損害保険ジャパン、トヨタ自動車、三菱自動車工業、SMBCコンシューマーファイナンス、東海労働金庫、愛知県、三重県、名古屋市消費生活センター、経済産業省、消費者庁(順不同)



平成25年度 in 千葉 消費者教育フェスタ

(連携開催) 地方消費者グループ・フォーラム in 千葉

「私」から始まる身近な消費者教育～消費者市民社会を目指して～

昨年12月施行された「消費者教育推進法」及び、本年8月に閣議決定された「消費者教育基本方針」を踏まえ、国としても、多様な関係者が情報を共有し、相互に連携するきっかけとなる場を各地域に作っていくことが必要となっています。

本フェスタでは、消費者教育の実践者が一堂に会し、各地域における参加者同士のネットワークの構築・充実を図り、連携・協働による取組の促進を図ります。

1日 1月30日(木)12:30~16:30
千葉市立轟町小・轟町中学校

- 開会式
- 現代江戸家職八氏と病原なつ子氏のトークイベント
- 健康増進ののび及び健康増進ののび
- 消費者教育の幅広い取組に向けて～学校における取組を例に～
- 企業・団体等による消費者教育の取組・資料等の発表



1. 近鉄線轟町駅より徒歩15分
2. 轟町小・轟町中(〒260-0207) 轟町小2号館
3. 轟町中(〒260-0207) 轟町中1号館

2日 1月31日(金)10:00~15:50
(※地方消費者グループ・フォーラム in 千葉
10:00~15:00)
千葉市民会館

- パブリックディスカッション
- 特別報告 ●お茶の会
- まとめ ●開会式



1. 近鉄線千原駅より徒歩15分
TEL 043-224-2431

トークイベント 1月30日(木) 轟町中学校 12:45~13:20



現代江戸家職八
代表者 八坂 雅博(八坂)



萩原なつ子
代表者 萩原 なつ子(萩原)

主催：文部科学省 共催：千葉市消費者委員会 協力：消費者庁、消費者被害に際する対応委員会
後援：千葉市、千葉消費者委員会、千葉市、国立大学法人千葉大学



プログラム 1月30日(木)12:30~16:30 轟町小学校・轟町中学校

12:30~12:35	開会挨拶
12:35~12:45	消費者教育フェスタ開催説明
12:45~13:20	現代江戸家職八氏と病原なつ子氏(※千葉大学21世紀社会イノベーション)とのトークイベント 「100年以上続く、伝統芸能の動物ものまね芸を通して考える「消費者市民社会」」
13:30~15:15	健康増進ののび 企業・団体等によるデモンストレーション発表 小学校 社会科学(4年生) 健康増進(5年生) 生活発見(特別支援学級) 中学校 技術・家庭科(1年生) 小学校及び中学校にて実施
15:25~16:25	消費者教育の幅広い取組に向けて～学校における取組を例に～
16:25~16:30	閉会挨拶

基調プログラム 企業・団体等による消費者教育の取組・資料等の発表

1月31日(金)10:00~15:50 千葉市民会館 10:00~15:00 地方消費者グループ・フォーラム in 千葉

10:00~10:10	挨拶
10:10~12:00	パブリックディスカッション 「連携・協働による消費者教育の推進」 コーディネーター 轟町 穂高 純(消費者庁消費者教育推進課) パネリスト 病原なつ子氏(※千葉大学21世紀社会イノベーション) 萩原なつ子氏(消費者庁消費者教育推進課) 佐野 真実(消費者庁消費者教育推進課) 庄司 佳子(消費者庁消費者教育推進課) 酒田 賢司(消費者庁消費者教育推進課) 加藤 隆雄(消費者庁消費者教育推進課)



萩原 なつ子

12:00~15:50	地方消費者グループ・フォーラム 消費者被害に際する対応委員会 消費者庁 「お茶の会」(お茶を飲みながら、お茶の会をとおして、お茶の会の楽しさを伝える)
-------------	--

平成26年1月9日(水曜日)18時まで、文部科学省のホームページからお申し込みください。
<https://www.supportoffice.jp/syohishakyoiku/chiba/>
 ※FAXでのお申し込みは、お申し込みが完了した時点で連絡ください。
 ※31日(金)にご案内の方に対して、会場内での参加費が少額となります。定員に達した場合、お申し込みの多い順にお申し込みいただき、お申し込みの多いようお申し込みします。

お問い合わせ
 消費者教育フェスタについて
 文部科学省 消費者被害に際する対応委員会 消費者庁 消費者教育推進課
 TEL 03-5253-4111 (内線 2400)
 E-mail : consumer@esact.go.jp
 地方消費者グループ・フォーラムについて
 消費者庁 千葉消費者委員会
 TEL 043-224-7750